

A P I サービスに関する規定

J Aバンク

API 連携サービス利用規定

(2020 年 5 月 18 日 実施)

API 連携サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、JA バンクと API 連携サービス（第 1 条に定義されます。）を利用するお客さまとの間で適用されるものです。

第 1 条（定義）

本規定上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

（1）JA バンク

JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客様が JA ネットバンクまたは法人 JA ネットバンクを直接契約されている法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

（2）API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。

（3）接続事業者

API を介してお客さまに様々なサービスを提供する外部事業者の総称をいいます。

（4）API 連携サービス

API 連携サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、JA ネットバンクまたは法人 JA ネットバンクを契約されているお客さまが JA ネットバンクまたは法人 JA ネットバンクの一部機能を、接続事業者が提供するサービスと連携させることが可能になるサービスのことをいいます。

第 2 条（利用対象者）

本サービスは、JA ネットバンクまたは法人 JA ネットバンクを契約されているお客さまが利用できます。

第 3 条（利用手数料）

本サービスの利用にあたっては、利用手数料は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

第 4 条（API 連携サービスの利用）

（1）利用開始

本サービスの利用開始にあたっては、接続事業者が提供するサービスを経由して JA ネットバンク利用規定または法人 JA ネットバンク利用規定に定める本人確認を受け、接続事業者毎に利用登録を行う必要があります。また、ご利用から一定期間を超えた場合には、再度利用登録を行う必要があります。

（2）本人確認

前項の利用登録完了後は、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、JA バンクは当該本人確認をもって、お客さまの情報を接続事業者が提供するサービスと連携すること

について、お客さまの指示があったものとみなします。

(3) 免責

(1)、(2)の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、接続事業者経由で連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても JA バンクは当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、JA バンクの責めに帰すべき事由がある場合を除き、JA バンクは責任を負いません。

(4) 管理

接続事業者が提供するサービスの認証情報の管理は、お客さまの責任で行っていただくものとし、当該認証情報が万一紛失・盗難された場合、JA バンクは責任を負いません。

(5) セキュリティレベル

お客さまが接続事業者のサービス画面経由で本サービスをご利用いただく場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承するものとします。

(6) 情報開示

本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、JA バンクは、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客さまの情報を接続事業者に対し開示することができるものとします。

① お客さまの情報が流出・漏えいした場合、またはそのおそれがある場合

② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

JA バンクが接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失について JA バンクは責任を負いません。

(7) 各種リスク

本サービスの利用にともない、以下に該当する事象によってお客さまに損害が生じるリスクがあります。お客さまはかかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

① 接続事業者が提供するサービスの利用に必要な認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、接続事業者もしくは JA バンクのシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、お客さまの情報の流出等が生じる場合

② 接続事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により接続事業者のサービス機能停止やお客さま情報の流出等が生じる場合

第 5 条（本サービスの変更・取り止め）

本サービスの変更・取り止めは、接続事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。JA バンクは、変更・取り止めのためにお客さまに発生した損害について責任を負うものではありません。

第 6 条（提供情報）

本サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作等で JA バンクのシステム上、提供可能なものに限

られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものではありません。

第 7 条（免責事項）

JA バンクは、本サービスに関し、API を用いて接続事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者がお客さまとの間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因してお客さまに発生したすべての損害について、JA バンクは責任を負いません。

第 8 条（規定の変更）

JA バンクは、本規定の内容について変更することがあります。この変更は、変更後の本規定の内容をインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める変更日から適用されるものとします。

第 9 条（サービスの休止）

JA バンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客さまへの告知については、JA バンクが定める方法によることとします。

第 10 条（サービスの廃止）

JA バンクは、本サービスの全部または一部について、お客さまに通知することなく廃止することがあります。また、サービス廃止時には、本規定を変更することがあります。

第 11 条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、JA ネットバンク利用規定または法人 JA ネットバンク利用規定等関係する各規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬があるときには、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 12 条（譲渡・質入等の禁止）

本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れできません。

以上

JA サービス ID 利用規定

(2022 年 11 月 29 日実施)

JA サービス ID 利用規定（以下「本規定」といいます。）は、JA バンクが提供する JA サービス ID を利用した API 連携サービス（第 1 条に定義されます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。

第 1 条（定義）

本規定上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

（１）JA バンク

JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。

以下の条文中の「JA バンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

（２）JA サービス ID

JA バンクは、JA バンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客さまを対象に、「JA サービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「JA サービス ID」とは、JA バンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。

（３）API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことを指します。

（４）接続事業者

JA バンクが提供する API を介してお客さまに様々なサービスを提供する事業者の総称です。外部事業者の場合のほか、JA バンク自身が接続事業者となることがあります。

（５）API 連携サービス

本規定の API 連携サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、JA サービス ID をお持ちのお客さまが、JA バンクが提供する API を介して接続事業者が提供するサービスとお客様の情報を連携させることが可能になるサービスのことをいいます。

第 2 条（利用対象者）

本サービスをご利用いただける方は、JA バンクのキャッシュカードをお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用登録を行い、かつ JA バンクが当該登録を承諾した本邦居住の方のみとします。

第 3 条（利用手数料）

本サービスの利用にあたっては、利用手数料は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを

利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

第4条(本サービスの利用)

(1) 利用開始

キャッシュカードをお持ちのJAバンクのお客様は、JA サービスIDのユーザー登録ができます。本サービスの利用を希望する方は、本規定に同意のうえ、JA バンクの所定の方法により、利用登録を行うものとします。

(2) 本人確認

前項の利用登録完了後は、接続事業者が提供するサービスを経由し連携された認証情報をもって本人確認を行うこととし、JA バンクは当該本人確認をもって、お客さまの情報を接続事業者が提供するサービスと連携することについて、お客さまの指示があったものとみなします。

(3) 免責

(1)、(2)の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、接続事業者経由で連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があってもJAバンクは当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、JAバンクの責めに帰すべき事由がある場合を除き、JAバンクは責任を負いません。

(4) 管理

サービスの認証情報の管理は、お客さまの責任で行っていただくものとし、当該認証情報が万一紛失・盗難された場合、JAバンクは責任を負いません。

(5) セキュリティレベル

お客さまが接続事業者のサービス画面経由で本サービスをご利用いただく場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承するものとします。

(6) 情報開示

本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、JAバンクは、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客さまの情報を接続事業者に対し開示することができるものとします。

① お客さまの情報が流出・漏えいした場合、またはそのおそれがある場合

② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

JAバンクが接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失についてJAバンクは責任を負いません。

(7) 各種リスク

本サービスの利用にともない、以下に該当する事象によってお客さまに損害が生じるリスクがあります。お客さまはかかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

① 接続事業者が提供するサービスの利用に必要な認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、接続事業者もしくはJAバンクのシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、お客さまの情報の流出等が生じる場合

② 接続事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により接続事業者のサービス機能停止やお客さま情報の流出等が生じる場合

第 5 条（お客さまによる本サービスの変更・取り止め）

本サービスの変更・取り止めは、JA バンクが定める所定の方法により申し込むものとします。JA バンクは、変更・取り止めのためにお客さまに発生した損害について責任を負うものではありません。

第 6 条（提供情報）

本サービスで提供される情報は、お客さま照会操作等で JA バンクのシステム上、提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものではありません。

第 7 条（免責事項）

JA バンクは、本サービスに関し、API を用いて接続事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者がお客さまとの間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因してお客さまに発生したすべての損害について、JA バンク自身が接続事業者である場合を除き、JA バンクは責任を負いません。

第 8 条（規定の変更）

JA バンクは、本規定の内容について変更することができるものとします。この変更は、変更後の本規定の内容をインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める変更日から適用されるものとします。

第 9 条（サービスの休止）

JA バンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客さまへの告知については、JA バンクが定める方法によることとします。

第 10 条（サービスの廃止）

JA バンクは、本サービスの全部または一部について、お客さまに通知することなく廃止できるものとします。また、サービス廃止時には、本規定を変更することがあります。

第 11 条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、JA ネットバンク利用規定等関係する各規定により取り扱います。
これらの規定と本規定との間に齟齬があるときには、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 12 条（譲渡・質入等の禁止）

本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れできません。

以上

JA バンクアプリ利用規定

(2022 年 11 月 29 日実施)

JA バンクアプリ利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「JA サービス ID 利用規定」に定める接続事業者として JA バンクが提供する「JA バンクアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。

第 1 条（定義）

本規定上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

（１）JA バンク

JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客さまと直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

（２）JA サービス ID

JA サービス ID とは、お客さまが、本アプリにログインするために最初に作成していただく ID です。複数の JA または JA 信農連に開設された口座を本アプリでご利用される場合は、その都度、新たな JA サービス ID を作成する必要があります。

（３）パスワード

パスワードとは、JA サービス ID に対応して設定いただくものです。複数の JA サービス ID を利用される場合は、JA サービス ID の作成の都度、設定いただく必要があります。

（４）ログイン

ログインとは、JA サービス ID およびパスワードを入力することで、JA サービス ID に紐づいた口座情報の利用を可能とすることです。

（５）パスコード

パスコードとは、本アプリを起動する際に必要となるコードです。

（６）生体認証

生体認証とは、お客さまの端末に登録されている生体認証機能を指し、本アプリログイン後に、パスコードに代えて使用することで、本アプリの起動を可能とします。ただし、生体認証機能を使用しなくとも本アプリは利用できます。また、お客さまの端末によっては、生体認証機能がご利用いただけない場合があります。

（７）ログアウト

ログアウトとは、本アプリのログイン状態を解除することを言います。ログアウトした場合は、本アプリに登録した情報（JA サービス ID、パスコード）が消去されますので、本アプリの利用を再開する場合には、当該情報は再度登録する必要があります。

第 2 条（本アプリの概要）

本アプリが提供する主なサービスは以下のとおりです。

（１）貯金残高照会

当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、積立式定期貯金、譲渡性貯金、定期積金の残高が照会できます。

（２）入出金明細照会

- 1 当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金の入出金明細が照会できます。
- 2 本アプリ利用開始以降、入出金明細データを蓄積し、照会可能期間は最大 25 か月間となります（ただし、JA サービス ID の登録を解除した場合は蓄積したデータの連続性が無くなります。また、JA バンクが合併・店舗統廃合等を行った場合等は、蓄積したデータの連続性が無くなることがあります）。

（３）投信残高照会

投資信託の時価評価額や評価損益、運用損益（トータルリターン）等が照会できます。

（４）定期預入明細照会

通知貯金、定期貯金、積立式定期貯金、定期積金の契約情報が照会できます。

（５）PayB（ペイビー）

PayB サービスの開発および運営を行っているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下「加盟企業」といいます。）の発行した払込票・請求書等（以下「払込票等」といいます。）について、当該払込票等に印字された請求情報を確認のうえ、本アプリ所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した決済口座より、当該請求金額を支払うことができるサービスです。JA バンクは、お客さまのために、当該支払手段にかかる手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。JA バンクは、PayB サービスをお客さまに提供するために、ビリングシステム株式会社から提供された情報に基づき本アプリへサービスを実装しています。

（６）通帳レス口座

通帳等の発行に代えて本アプリにより貯金口座の残高・入出金明細のご確認等がいただけます。

（７）JA バンクの商品またはサービスに関する情報配信

本アプリを通じて、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関する情報配信（登録いただいたメールアドレスあての E メール配信を含む。）を行うことがあります。あらかじめご了承ください。

（８）各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク等

本アプリから、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関するウェブサイトやアプリ等へ遷移することができます。

第3条（利用対象者）

本アプリをご利用いただける方は、JAバンクのキャッシュカード（代理人カード等 JAバンク所定のキャッシュカードを除く）をお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用登録を行い、かつ JAバンクが当該登録を承諾した本邦居住の個人の方のみとします。

第4条（本アプリの利用登録）

- 1 本アプリを初めてご利用する場合は、本アプリの利用開始画面より JA サービス ID およびパスワードを作成し、本アプリにログインください。
- 2 ログイン後は、別途、パスコードを設定することで、本アプリを利用することができます。また、お客様の端末の生体認証機能を許可することで、生体認証の利用が可能となります（ただし、端末によっては、生体認証機能が使用できない場合があります）。
- 3 PayB サービスのご利用には、別途、JAバンクの即時口座振替サービスのご登録が必要です。

第5条（手数料等）

- 1 本アプリの利用は無料です。
- 2 本アプリのダウンロード、本アプリの利用、ウェブサイト等の利用にかかる通信費等はお客様のご負担になります（本アプリのバージョンアップの際などの再ダウンロードを含みます）。
- 3 PayB サービスの利用に際しては、加盟企業により、払込票等に記載の金額の他に加算手数料が発生する場合がございます。加算手数料は支払内容の確認画面に表示されます。手数料についての詳細は払込票等に記載の加盟企業にお問合せください。

第6条（本規定への同意）

- 1 お客様は、本規定を理解し同意した上で、本アプリを利用できるものとします。
- 2 お客様が、本アプリをダウンロードし、本規定への同意手続を行った時点で、お客様と JAバンクとの間で、本規定の諸規定に従った利用契約が成立するものとします。
- 3 お客様が未成年者である場合には、親権者その他の法定代理人の同意を得たうえで、本アプリをご利用ください。
- 4 未成年者のお客様が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽りまたは年齢について成年と偽って本アプリを利用した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、本アプリに関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。
- 5 本規定の同意時に未成年であったお客様が成年に達した後に本アプリを利用した場合、当該お客様は本アプリに関する一切の法律行為を追認したものとみなされます。

第7条（ご利用に際しての注意事項）

- 1 お客様は、本アプリの利用に際して登録した情報（以下「登録情報」といいます。メールアドレスや JA サービス ID・パスワード等を含みます。）について、自己の責任の下、登録、管理するものとします。

お客さまは、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。

2 JA バンクは、登録情報によって本サービスの利用があった場合、利用登録をおこなった本人が利用したものと扱うことができ、当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、利用登録を行った本人に帰属するものとします。

3 登録情報の管理は、利用者が自己の責任の下で行うものとし、登録情報が不正確または虚偽であったために利用者が被った一切の不利益および損害に関して、JA バンクに帰責事由がある場合を除き JA バンクは責任を負わないものとします。

4 お客さまは、登録情報が盗用されまたは第三者に利用されていることが判明した場合（その恐れがある場合を含みます。）、その旨を JA バンクにお知らせいただくとともに、JA バンクの指示に従うものとします。

5 お客さまは、本アプリを利用している端末が、コンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。

6 本アプリを利用している端末は、紛失、盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、紛失・盗難に遭われた場合は、すみやかに JA バンクに連絡してください。

7 本アプリをご利用いただいている端末を処分する場合には、本アプリを必ず削除してください。

8 本アプリは JA バンク所定の動作環境においてご利用いただけます。JA バンクホームページ等に掲載されている本アプリの動作環境をご確認ください。

9 本アプリは、日本国内でのみ、ご利用いただくことができます。

10 お客さまは、PayB サービスでは支払代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ PayB サービスを利用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客さまの登録メールアドレスに送信される支払完了メール、または本アプリの取引履歴・取引詳細で確認するものとします。また、1 口座につき 1 日あたり・1 回あたりに取扱いできる金額は、JA バンクが、JA バンクの判断と裁量をもとに定める取引限度額の範囲内かつ JA バンクの即時口座振替サービスにおいてお客さまにより登録された取引限度額の範囲内とします。なお、JA バンクはお客さまに事前に通知することなく JA バンク所定の取引限度額を変更することがあります。

11 お客さまが PayB サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。JA バンクは、当該取引について JA バンクが直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任は負いません。したがって、取引に際し万が一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくこととなります。

第8条（禁止行為）

本アプリの利用にあたり、お客さまは、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。また、第三者に当該行為を行わせることも禁止します。

（1）JA バンクまたは第三者の知的財産権を侵害する行為

- (2) JA バンクまたは第三者の名誉・信用を毀損または不当に差別もしくは誹謗中傷する行為
- (3) JA バンクまたは第三者の財産を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (4) JA バンクまたは第三者に経済的損害を与える行為
- (5) JA バンクまたは第三者に対する脅迫的な行為
- (6) コンピューターウィルス、有害なプログラムの使用またはそれを誘発する行為
- (7) 本アプリを、販売、配布又は開発等の私的使用以外の目的で使用する行為
- (8) 本アプリの複製、送信、売却、譲渡、貸与、承継、修正、変更、改変、翻訳又は翻案等をする行為
- (9) 本アプリの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、および本アプリのソースコード・構造・アイデア等を解析するような行為
- (10) その他前各号に準じ、JA バンクが不適切と判断する行為

第9条（規定違反時の措置等）

お客さまが本規定に違反し、または違反するおそれがあると JA バンクが判断した場合には、JA バンクはお客さまに対して、いつでも本アプリの使用を停止または禁止させることができるものとします。

第10条（本アプリの変更、中断および終了等）

- 1 JA バンクは、お客さまへの事前の予告なく、いつでも本アプリの内容の変更、中断、終了ができるものとします。
- 2 JA バンクは、必要と判断した場合、お客さまへの事前の予告なく、いつでもお客さまの本アプリの全部または一部の利用を停止する措置を取ることができるものとします。
- 3 本アプリは、ダウンロード後にお客さまのスマートフォンのオペレーティングシステムその他のご利用環境の変更などが行われた場合には、ご利用いただけなくなる場合があります。
- 4 本条項に基づき JA バンクが実施した行為により、お客さまに生じた損害について、JA バンクは一切の責任を負いかねます。

第11条（個人情報等の取り扱い）

お客さまの個人情報等の取扱いについては、別途 JA バンクが定める「JA バンクアプリ アプリケーション・プライバシーポリシー」によるものとします。

第12条（お客さまの負う責任）

- 1 お客さまと他のお客さまとの間の紛争およびトラブルについて、JA バンクは一切責任を負わないものとします。お客さまと他のお客さまでトラブルになった場合でも、両者同士の責任で解決するものとし、JA バンクには一切の請求をしないものとします。
- 2 お客さまは、本アプリの利用に関連し、他のお客さまに損害を与えた場合または第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、JA

バンクには一切の迷惑や損害を与えないものとします。

3 お客さまの行為により、第三者から JA バンクが損害賠償等の請求をされた場合には、お客さまの費用（弁護士費用を含む。）と責任でこれを解決するものとします。当該請求に基づき JA バンクが、当該第三者に対して、金銭の支払いを余儀なくされた場合には、お客さまは、JA バンクに対して当該金銭を含む一切の費用（弁護士費用を含む。）を支払うものとします。

4 お客さまが本アプリの不適切な利用に関連して JA バンクに損害を与えた場合、お客さまの費用と責任において JA バンクに対して損害を賠償（弁護士費用を含む。）するものとします。

第 13 条（免責事項）

1 JA バンクは、お客さまの本アプリの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

2 JA バンクは、本アプリがお客さまの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、お客さまによる本アプリの利用がお客さまに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

3 JA バンクは、本アプリが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本アプリの利用に供する情報端末の OS のバージョンアップ等に伴い、本アプリの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、お客さまはあらかじめ了承するものとします。JA バンクは、かかる不具合が生じた場合に JA バンクが行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。

4 お客さまは、App Store、Google Play 等のアプリストアの利用規約および運用方針の変更等に伴い、本アプリの一部又は全部の利用が制限される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。

5 JA バンクは、本アプリを利用したことにより直接的または間接的にお客さまに発生した損害について、JA バンクに帰責事由がある場合を除き一切賠償責任を負いません。

6 JA バンクは、お客さまその他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます。）に対して、JA バンクが係る損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

7 第 1 項乃至前項の規定は、JA バンクに故意または重過失が存する場合には適用しません。

8 前項が適用される場合であっても、JA バンクは、過失（重過失を除きます。）による行為によってお客さまに生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとします。

第 14 条（お客さまによる本アプリの利用終了）

1 お客さまは、JA バンク所定の方法により、いつでも本アプリの利用を終了することができます。本アプリの利用を終了したお客さまは、当該終了時点から本アプリを利用することができなくなります。お客さまは、誤って本アプリをアンインストール等した場合であっても、お客さま情報、端末情報等、その他本アプリに蓄積した情報の復旧はできないことにつき予め承諾するものとします。

2 JA バンクは、本条に基づく本アプリの利用終了について、お客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

- 3 お客さまは、本アプリ利用終了後も、JA バンクおよびその他の第三者に対する本利用契約上の一切の義務および債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
- 4 JA バンクは、お客さまが本アプリの利用を終了した後も、当該お客さまが JA バンクに提供した情報を保有・利用することができるものとします。
- 5 お客さまが本アプリの利用を終了した場合、お客さまは、JA バンクの裁量により、本アプリ上の一切のサービスが消滅することに同意するものとします。
- 6 本アプリ利用終了後、再度本アプリの利用を希望する際は、改めて本アプリをお客さまの端末にダウンロードする必要があります。その際、お客さまは、以前のデータが引き継がれない場合があることを予め承諾するものとします。

第 15 条（本規定の変更）

- 1 JA バンクは、本規定の内容について変更することがあります。
- 2 前項による本規定の変更は、本アプリ内で公表するなど JA バンク所定の方法により告知し、告知の際に定める変更日から適用されるものとします。
- 3 お客さまは、本規定変更後、本アプリを利用した時点で、変更後の本規定に異議なく同意したものとみなされます。

第 16 条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、JA バンクとお客さまとの間で適用される各規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に差異があるときには、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 17 条（権利譲渡の禁止）

- 1 お客さまは、本規定上の地位および本規定に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡することや、利用させることはできないものとします。
- 2 JA バンクは、本サービスの全部または一部を JA バンクの裁量により第三者に譲渡することができ、その場合、譲渡された権利の範囲内でお客さまのアカウントを含む、本アプリにかかるお客さまの一切の権利が譲渡先に移転するものとします。

第 18 条（知的財産権等について）

本アプリにかかる著作権等の一切の知的財産権は JA バンクまたは正当な権利を有する第三者に帰属します。

第 19 条（アプリの同時終了）

お客さまが JA サービス ID の登録を解除した場合やお客さまと JA バンクの間取引（第 2 条（1）に記載の商品を指します。）が終了した場合は、本アプリの利用も終了するものとします。

第 20 条（分離可能性）

本規定のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規定の残りの規定および一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条（準拠法）

本規定の有効性、解釈および履行については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第 22 条（お問い合わせ窓口）

本アプリに関するお問合せ先は、本アプリ内の適宜の場所や JA バンクの Web サイト等、JA バンクが適切と判断する場所に記載するものとします。

以上

Web口座振替受付サービス利用規定

(2022年11月29日実施)

Web口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用者（以下「お客様」といいます。）は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条（用語の定義）

1 JAバンク

JA（農協）・JA信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。

以下の条文中の「JAバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対しJAサービスIDを発行している法人であるJA（農協）またはJA信農連を指します。

2 JAサービスID

JAバンクは、JAバンクのキャッシュカード（代理人カード等JAバンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客様を対象に、「JAサービスID」を活用してインターネットによる各種API連携サービスを提供いたします。「JAサービスID」とは、JAバンクが提供するインターネットによる各種API連携サービスを利用するためのIDです。

3 API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。

第2条（サービス内容）

本サービスは、お客様が、JAバンク所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客様の指定する口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）から、インターネットを通じて、貯金口座振替契約の締結を申し込めるサービスをいいます。

第3条（利用対象者）

お客様は、本規定に同意したJAバンク発行のキャッシュカードを保有している本邦の居住者である個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する貯金者本人に限ります。

第4条（対象口座）

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、お客様名義によるキャッシュカード発行済みのJAバンク所定の普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。）に限ります。

第5条（使用可能端末機）

本サービスを利用できる端末機は、お客様自身が正当な使用権限を有するものに限りです。

第6条（サービス利用可能時間）

本サービスの利用時間は、J Aバンク所定の時間内とします。なお、利用時間はお客様に対して事前に通知し承諾を得ることなく変更する場合があります。また、収納機関の利用時間の変動等により、J Aバンク所定の利用時間内でも利用できない場合があります。

第7条（貯金口座振替契約の締結手続（本人確認手続））

お客様が本サービスにより貯金口座振替契約の申込みを行う場合は、J Aサービス ID 利用規定に定める本人確認を受けるとともに、J Aバンク宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等（以下「所定事項」といいます。）をJ Aバンク所定の方法により正確に伝達するものとします。

J Aサービス IDによる本人確認が完了し、お客様がJ Aバンク宛に伝達した所定事項が、J Aバンクに登録されている所定事項と各々一致した場合には、J Aバンクは、お客様からの貯金口座振替契約締結の申込みがあったものとみなし、貯金口座振替契約の締結手続を行います。

第8条（サービス利用停止）

お客様が、前条に定める所定事項をJ Aバンク所定の回数以上連続して入力された場合、J Aバンクは、お客様に対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止するものとします。

第9条（貯金口座振替契約の締結）

1 申込方法

お客様は、第7条に定める貯金口座振替契約締結に必要な所定事項を、J Aバンク所定の方法により正確に伝達することにより申し込むものとします。

2 申込みの承諾

J Aバンクがお客様の申込みを受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客様はその内容を確認のうえ、正しい場合にはJ Aバンク所定の方法により確認した旨をJ Aバンクに通知するものとします。

申込内容の確認、通知がJ Aバンク所定の時限までに行われ、J Aバンクがこれを受信した場合は、申込みが確定したものとし、J Aバンクはお客様に対し、承諾の通知を行うものとします。この場合、J Aバンクが当該承諾通知を発信した時点で、お客様とJ Aバンクとの間で貯金口座振替契約が締結されたものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客様はJ Aバンクに照会するものとし、照会がなかったことによってお客様に生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

また、申込みの確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

3 申込みの不成立

以下の場合、お客様からの申込みはなかったものとして取り扱います。この場合、J Aバンクはお客様に対して申込みが不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で成否を確認するものとします。

- (1) キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき J Aバンクが所定の手続をとったとき
- (2) 差押等の止むを得ない事情があり、J Aバンクが不相当と認めたとき
- (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと J Aバンクが判断したとき
- (4) J Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第 10 条（収納機関への情報通知）

1 申込みの確定および不成立

申込みの確定または不成立に関し、J Aバンクは収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し貯金口座振替契約が成立した場合、J Aバンクはお客様の当該収納機関に対する貯金口座振替申込みに関する情報を当該収納機関に通知します。

お客様は J Aバンクが収納機関に当該情報を通知することにつき、予め同意するものとします。

2 本人確認情報

申込みの確定に関し、J Aバンクは収納機関に対し、お客様が J Aバンクの普通貯金口座を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。お客様は J Aバンクが収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。

第 11 条（貯金口座振替の開始時期）

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第 12 条（免責事項）

1 本人確認

第 7 条により本人確認手続を経た後、貯金口座振替契約の申込みがあった場合は、J Aバンクはお客様を本人とみなし、端末機・J Aサービス I D・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

2 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、J Aバンクに責のある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

- (1) 通信機器、回線等の障害により、取扱いが不能となったとき。

(2) J Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、J Aバンクが送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

3 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、お客様の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第 13 条（届出の変更等）

お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに J Aバンク所定の書面により対象口座店宛に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第 14 条（通知等の連絡先）

J Aバンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認（ショートメッセージ（SMS）の送信を含む。）をすることがあります。その場合、お客様が予め J Aバンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします。J Aバンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。J Aバンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 15 条（貯金口座振替）

- 1 J Aバンクは収納機関から請求書等が送付されたときは、お客様に通知することなく、請求書等に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。
- 2 J Aバンクは、普通貯金規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書の提出を受けずに前項の引落しを行います。
- 3 収納機関の指定する振替指定日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、お客様に通知することなく請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合、そのいずれを引落とすかは J Aバンクの任意とします。
- 4 貯金口座振替契約を解除するときは、お客様から J Aバンクへ所定の手続きにより書面にて届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、J Aバンクは当該契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。
- 5 収納機関の都合で収納機関がお客様に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、J Aバンクは、変更後の契約者番号等で引き続き取り扱うものとします。
- 6 この貯金口座振替について仮に紛議が生じても、J Aバンクの責による場合を除き、お客様は J A

バンクに迷惑をかけないものとします。

第 16 条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる貯金規定、カード規定、J A サービス I D 規定等各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 17 条（規定の変更等）

- 1 J A バンクは、必要に応じて本規定の内容および利用方法（J A バンクの所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を J A バンクホームページへの公表その他相当な方法により公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 18 条（サービスの休止）

J A バンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客様への告知については、J A バンク任意の方法によることとします。

第 19 条（サービスの廃止）

J A バンクは、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第 20 条（個人情報の取扱い）

J A バンクは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」とおり、お客様の個人情報を適切に取り扱います。

第 21 条（個人情報第三者提供の同意）

お客様は、本規定に基づく申込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、収納機関における料金等の収納事務およびそれにかかる付随業務のため、J A バンクから収納機関に提供されることに同意します。

第 22 条（責任制限）

本サービスの利用に伴いお客様に生じた損害についての J A バンクの責任は、J A バンクの故意又は

重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

第 23 条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対し J A サービス ID を発行している法人である J A（農協）または J A 信農連の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

即時口座振替サービス利用規定

(2022 年 11 月 29 日実施)

即時口座振替サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、即時口座振替サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について規定するものです。

本サービスの利用者（以下「お客様」といいます。）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第 1 条（用語の定義）

1 JAバンク

JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。

以下の条文中の「JAバンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

2 JA サービス ID

JAバンクは、JAバンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）を保有するお客さまを対象に、「JA サービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「JA サービス ID」とは、JAバンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。

3 API

Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。

第 2 条（サービス内容）

本サービスは、お客様が、お客様の指定する貯金口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、お客様による携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）の操作により、本サービス取扱収納機関との貯金口座振替契約を締結し、お客様による端末機の操作を通じて本サービス取扱収納機関からの支払いの依頼を行い、即時に諸料金等の支払いを行うサービスです。

第 3 条（利用対象者）

お客様は、本規定に同意した JA バンク発行のキャッシュカードを保有している本邦の居住者である個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する貯金者本人に限ります。

第 4 条（対象口座）

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、お客様名義によるキャッシュカード発行済

みの J Aバンク所定の普通貯金口座(総合口座取引の普通貯金口座を含みます。)に限ります。

第 5 条(利用対象端末機)

本サービスを利用できる端末機は、お客様自身が正当な使用権限を有するものに限ります。

第 6 条(利用時間)

本サービスの利用時間は、JA バンク所定の時間内とします。なお、利用時間はお客様に対して事前に通知し承諾を得ることなく変更する場合があります。また、収納機関の利用時間の変動等により、J Aバンク所定の利用時間内でも利用できない場合があります。

第 7 条(貯金口座振替契約の締結手続(本人確認手続))

お客様が本サービス利用における貯金口座振替契約の申込みを行う場合は、J Aサービス ID 利用規定に定める本人確認を受けるとともに、J Aバンク宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等(以下「所定事項」といいます。)を J Aバンク所定の方法により正確に伝達するものとします。

J Aサービス I Dによる本人確認が完了し、お客様が J Aバンク宛に伝達した所定事項が、J Aバンクに登録されている所定事項と各々一致した場合には、J Aバンクは、お客様からの本サービスにおける貯金口座振替契約締結の申込みがあったものとみなし、本サービスにかかる貯金口座振替契約の締結手続を行います。

第 8 条(サービス利用停止)

お客様が、前条に定める所定事項を J Aバンク所定の回数以上連続して入力された場合、J Aバンクは、お客様に対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止するものとします。

第 9 条(貯金口座振替契約の締結)

1 申込方法

お客様は、第 7 条に定める貯金口座振替契約締結に必要な所定事項を、J Aバンク所定の方法により正確に伝達することにより申し込むものとします。

2 申込みの承諾

J Aバンクがお客様の申込みを受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客様はその内容を確認のうえ、正しい場合には J Aバンク所定の方法により確認した旨を J Aバンクに通知するものとします。

申込内容の確認、通知が J Aバンク所定の時限までに行われ、J Aバンクがこれを受信した場合は、申込みが確定したものとし、J Aバンクはお客様に対し、収納機関を通じて承諾の通知を行うものとします。この場合、J Aバンクが当該承諾通知を発信した時点で、お客様と J Aバンクとの間で本サービス利用にかかる貯金口座振替契約が締結されたものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客様は J Aバンクに照会するものとし、照会がなかったことによってお客様に生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

また、申込みの確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

3 申込みの不成立

以下の場合、お客様からの申込みはなかったものとして取り扱います。この場合、J Aバンクはお客様に対して申込みが不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で成否を確認するものとします。

- (1) キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき J Aバンクが所定の手続をとったとき
- (2) 差押等の止むを得ない事情があり、J Aバンクが不適當と認めたとき
- (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと J Aバンクが判断したとき
- (4) J Aバンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第 10 条(手数料)

サービスの利用手数料は無料です。ただし、別途収納機関が徴求する手数料を定める場合は、収納機関の取扱いに従うものとします。

第 11 条(取引限度額)

本サービスの取引限度額は、各取扱収納機関の定める取引限度額の範囲内とします。

第 12 条(諸料金等の支払い)

- 1 J Aバンクは本サービス取扱収納機関を通じて依頼された支払いについては、お客様本人の有効な意思に基づく真正な依頼とみなして、対象口座での支払いを受け付けます。支払いの受付後に、支払いの取消および支払内容の変更はできないものとし、支払いの受付後に生じた損害については、J Aバンクは責任を負いません。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支払いは成立しないものとします。この場合、お客様自身で支払いの成否を確認するものとし、当該支払いが成立しなかったために生じた損害については、J Aバンクは責任を負いません。
 - (1) 対象口座につき差押えが行われている場合等、J Aバンクが対象口座から支払いを行うことを不適切と認めたとき。
 - (2) 対象口座が解約済のとき。
 - (3) 支払金額が対象口座の支払可能金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。なお、本サービスの口座振替の引落時にカードローンの自動融資は利用できません。
 - (4) 対象口座に支払停止の届出があり、それに基づき J Aバンクが支払停止の手続を行ったとき。

- (5) 災害や事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により本サービスの利用にかかる通信または処理が正常に行われなかったとき。
- (6) お客様の利用する端末機や通信機器等または J A バンクのコンピュータ等に障害が発生したことにより、本サービスの利用にかかる通信または処理が正常に行われなかったとき。
- 3 J A バankは、普通貯金規定等の各種貯金規定にかかわらず、貯金者から貯金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく対象口座より請求金額を引き落とすことができるものとします。
- 4 本サービスを解約するときは、貯金者から J A バankへ、J A バank所定の手続により届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から支払請求がない相当の事由があるときは、J A バankは貯金者に通知することなく本サービスの利用が終了したものとして取り扱うことができるものとします。
- 5 本サービスについて仮に紛議が生じてても、J A バankの責めのある場合を除き、J A バankは一切の責任を負いません。

第 13 条(収納機関への情報通知)

1 申込みの確定および不成立

本サービス利用における貯金口座振替契約申込みの確定または不成立に関し、J A バankは本サービスの取扱収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し貯金口座振替契約が成立した場合、J A バankはお客様の当該収納機関に対する貯金口座振替申込みに関する情報を当該収納機関に通知します。お客様は J A バankが収納機関に当該情報を通知することにつき、予め同意するものとします。

2 本人確認情報

本サービス利用における貯金口座振替契約申込みの確定に関し、J A バankは本サービスの取扱収納機関に対し、お客様が J A バankの普通貯金口座を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。お客様は J A バankが収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。

3 支払い

J A バankは、本サービスの取扱収納機関に対して支払いにかかる情報を通知します。お客様は、J A バankが支払いにかかる情報を収納機関に通知することについて予め同意するものとします。

第 14 条(利用開始時期)

お客様は、第 7 条に定める本サービス利用にかかる貯金口座振替契約締結を行い、各収納機関による手続完了後に本サービスの利用を開始できるものとします。

第 15 条(免責事項)

1 本人確認

第 7 条により本人確認手続を経た後、貯金口座振替契約の申込みがあった場合は、J A バank

はお客様を本人とみなし、端末機・J A サービス I D・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、J A バンクに責がある場合を除き、J A バンクは一切の責任を負いません。

2 本サービス取扱収納機関を通じて依頼された支払いについては、J A バンクはお客様本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号について J A バンクの責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、J A バンクに責めのある場合を除き、J A バンクは一切の責任を負いません。

3 次の各号の事由により生じた損害については、J A バンクに責のある場合を除き、J A バンクは一切責任を負いません。

(1) お客様の端末機、通信機器その他 J A バンクの管理によらない機器の障害により本サービスが提供できなかった場合、または J A バンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、J A バンクの管理にかかる通信機器や回線もしくはコンピュータ等の障害により、本サービスの提供ができなかった場合。

(2) J A バンクが相当の安全対策を講じたにもかかわらず、J A バンクが送受信した情報に誤り・遅延欠落等が生じた場合。

(3) お客様における端末機の不正使用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。

4 インターネット回線等の通信経路において、盗聴、不正アクセスがなされたことにより、お客様の対象口座における取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、J A バンクに責のある場合を除き、J A バンクは一切の責任を負いません。

5 本サービスに関連してお客様が被った損害について J A バンクが責任を負う場合であっても、J A バンクは、逸失利益、間接損害、その他特別事情に基づく損害については一切の責任を負いません。

第 16 条(暗証番号等の盗用等による支払い等)

1 盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な支払いについては、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は J A バンクに対して次項に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

(1) 暗証番号等の盗取または不正な支払い等に気づいてからすみやかに、J A バンクへ通知が行なわれていること。

(2) J A バンクの調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。

(3) J A バンクに対し、警察署等への被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを示す等、被害状況、警察への通知状況等について J A バンクの調査に協力していること。

2 前項の請求がなされた場合、不正な支払い等が利用者の故意による場合を除き、J A バンクは J A バンクへ通知が行われた日の 30 日(ただし、J A バンクに通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な支払いにかかる損害およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額のうち、J A バンクが定める金額を補てんするものとします。

3 第 2 項の規定は、第 1 項にかかる J A バンクへの通知が、暗証番号等の盗取された日(暗証番号

等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な支払い等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することをJ Aバンクが証明した場合にはJ Aバンクは補てん責任を負いません。

(1) 不正な支払い等が行われたことについてJ Aバンクが善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

a 不正な支払い等が利用者の重大な過失により行われたこと。

b 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

c 利用者が、被害状況等についてのJ Aバンクに対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

(2) 暗証番号等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと。

第17条(サービス利用の停止)

1 本サービスは、J Aバンク所定の手続によりJ Aバンク本支店へ申し出ることにより停止することができます。

2 対象口座に支払停止の届出があり、それに基づきJ Aバンクが支払停止の手続を行ったとき本サービスの利用を停止します。

3 本サービスの利用を停止した場合において、お客様が本サービスの利用を再開する場合には、J Aバンク所定の手続によりJ Aバンクに依頼するものとします。

第18条(届出の変更等)

お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちにJ Aバンク所定の書面により対象口座店宛に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、J Aバンクに責がある場合を除き、J Aバンクは一切の責任を負いません。

第19条(通知等の連絡先)

J Aバンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認(ショートメッセージ(SMS)の送信を含みます。)をすることがあります。その場合、お客様が予めJ Aバンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします(なお、フリーダイヤル等一部ご利用いただけない電話番号があります)。J Aバンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。J Aバンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 20 条(規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる貯金規定、カード規定、J A サービス I D 規定等各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

第 21 条（規定の変更等）

- 1 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（J A バンクの所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を J A バンクホームページへの公表その他相当な方法により公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 22 条（サービスの休止）

J A バンクは、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関するお客様への告知については、J A バンク任意の方法によることとします。

第 23 条（サービスの廃止）

J A バンクは、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第 24 条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、お客様と直接お取引しており、かつお客様に対し J A サービス I D を発行している法人である J A（農協）または J A 信農連の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

通帳レス口座利用規定

(2022 年 11 月 29 日実施)

通帳レス口座利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「JA サービス ID 利用規定」に定める接続事業者として JA バンクが提供する「JA バンクアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）における「通帳レス口座サービス」（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。

第 1 条（概要）

（１）本サービスは、通帳等の発行に代えて本アプリにより本規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービスをいいます。

（２）本サービスにおいては通帳等を発行しません。また本サービスをご利用になる貯金口座においてはキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）の発行が必須となります。

（３）JA バンクとは、JA（農協）・JA 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。以下の条文中の「JA バンク」とは、お客さまと直接お取引しており、かつお客さまに対し JA サービス ID を発行している法人である JA（農協）または JA 信農連を指します。

第 2 条（利用対象者）

本サービスをご利用いただける方は、JA バンクのキャッシュカード（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く）をお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用申込を行い、かつ JA バンクが当該申込を承諾した本邦居住の個人の方のみとします。また、本サービスは、本アプリのご利用を前提とします。

第 3 条（利用申込、継続）

（１）お客さまは、JA バンク所定の方法により本サービスの利用をお申込み・継続いただくことができます。ただし、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、お申込み・継続いただくことができません。

- ①本アプリをご利用いただかない場合。
- ②本サービスをご利用になる貯金口座においてキャッシュカードを発行していない場合。
- ③本サービスをご利用になる貯金口座において JA バンク所定の貯金商品・特約（「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」「成年後見支援貯金に関する特約」等）・サービスをご利用の場合。
- ④その他 JA バンクが定める事項に該当する場合。

（２）本サービスをご利用になる場合、当該貯金口座の通帳等は本サービスに変更した時点でご使用いただけなくなりますので、ご注意ください。

（３）変更時点で通帳等に記帳されていない入出金の明細は通帳等に記帳いたしません。

第4条（対象取引、取引方法）

（１）本サービスによる対象取引は、JA バンク所定の取引とします。

（２）本サービスにおいては、CD（現金自動支払機）および ATM（現金自動預入払出兼用機）における入出金等のお取引はキャッシュカードによりご利用いただきます。店頭含め、通帳等を用いた各種お取引はご利用いただけず、また各種お取引において通帳等をご利用になることはできません。

（３）本サービスをご利用中の貯金口座における CD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入払出兼用機）および店頭等でのお取引は、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第5条（入出金明細）

（１）本サービスにおける「入出金明細照会」の照会期間は、JA バンク所定の期間とします。

（２）本サービスから有通帳口座への切替を行った場合、本アプリでの入出金明細照会の照会期間は、JA バンク所定の照会期間に戻ります。

第6条（貯金の受入れ）

本サービスをご利用中の貯金口座に現金等を店頭で受入れる際は、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第7条（貯金の払戻し）

本サービスをご利用中の貯金口座から貯金を店頭で払戻しする際は、顔写真付き公的書類を提示いただく等、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第8条（貯金の解約）

本サービスをご利用中の貯金口座を解約する際は、顔写真付き公的書類を提示いただく等、JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

第9条（有通帳口座への切替）

（１）本サービスから有通帳口座への切替を行う際は、店頭において JA バンク所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

（２）JA バンク所定の貯金商品・特約・サービスによっては、当該口座解約および新規口座開設での対応となる場合があります。この際、口座番号が変更となる場合があります。

第10条（本規定の変更）

（１）JA バンクは、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の内容について、JA バンク所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 11 条（関係規定の適用・準用）

（１）本規定に定めのない事項については、JA バンクとお客さまとの間で適用される各種規定（各種貯金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定、各種サービスに関する規定、およびこれらに付随する特約等）により取り扱います。これらの規定と本規定との間に差異があるときには、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

（２）本サービスを利用する貯金口座については、各種規定等において定める事項のうち休眠預金等活用法に係る異動事由に関し、通帳等が必要となる取引（発行・記帳・繰越）を除くものとします。また、有通帳口座から本サービスへの切替が行われた場合は、休眠預金等活用法に係る異動事由として取り扱います。

以上

附 則 （2019 J 革特発第556号）

（実施日）

この規定は、2019年12月 2 日から実施する。

附 則 （2019 J 革特発第1214号）

（実施日）

この規定は、2020年 5 月18日から実施する。

附 則 （2020 J 革特発第329号）

（実施日）

この規定は、2020年10月14日から実施する。

附 則 （2021 J 革特発第412号）

（実施日）

この規定は、2021年 9 月15日から実施する。

附 則 （2021 J 革特発第1357号）

（実施日）

この規定は、2022年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （2021 J 革特発第1226号）

（実施日）

この規定は、2022年 4 月19日から実施する。

附 則 （2022 J 革特発第1099号）

（実施日）

この規定は、2022年11月29日から実施する。